

神戸市共通費積算基準の改定概要について

本市基準は国の共通費積算基準等（以下：国基準）を準用し策定していますが、共通費実態調査結果等を踏まえ令和5年に国基準が大幅に改定されたことを受け、本市基準においても改定を行います。

原則令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事に適用しますので、該当工事の入札に参加する際には本資料等の内容をご確認ください。

令和6年1月

神戸市建築技術管理委員会

《共通費に関する主な改定内容について》

「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」における主な改定内容（共通費関連）

- 共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費及び現場管理費の内容の見直し
- 共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費率に含む内容の見直し
- その他工事に関する共通費の算定に関する規定の見直し
- 労務費の比率が著しく少ない工事における共通費の算定に関する規定の見直し
- 共通費実態調査の結果を踏まえ、共通仮設費率及び現場管理費率の算定式等の見直し
- 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式の見直しに合わせ、上限・下限の廃止
- 「軽微な工事」に関する直接工事費の目安（主たる工事の直接工事費の1/20以下、等）を削除
- 鉄骨工事における共通仮設費率の補正值の変更及び対象項目の例示の削除
- 「監理事務所を設けない場合」の補正值について、算定式を記載
- 建築工事等にとりこわし工事を含める場合、とりこわし工事に関する共通費率は新営建築工事の共通費率を準用する旨、記載
- 共通仮設費率及び現場管理費率について、「共通費基準 別表 注3」に記載の範囲を外れた場合の取扱いについて、原則として算定式により算定された率を採用する旨、記載
- 共通仮設費及び現場管理費を構成する項目について、共通費基準の改定内容にあわせて記載内容を追記等するとともに、これらの費用が率計算に含まれているか等を具体的に記載（例：台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用、試験費、等）
- 現場労働者用の墜落制止器具費の計上について、積み上げ規定を削除し、「その他」の率に墜落制止器具の費用を含めた環境安全費の計上分として、1%加算とすることを記載

《共通費に関する主な改定内容について(共通仮設費)》

共通仮設費の内容 (改定後)

※赤字改定部分

共通仮設費 = 【直接工事費 × 共通仮設費率】 + 【積み上げ額 (共通仮設費率に含まれない内容)】

項目	内容
準備費	敷地測量 、敷地整理、道路占有・使用料、 仮設用借地料 、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舎 、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い 、 工事中道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事中施設に要する費用
環境安全費※1	安全標識、消火設備等の施設の設置、 交通誘導・安全管理等の要員 、隣接物等の養生及び補償復旧並びに 台風等災害に備えた災害防止対策 に要する費用 例) 交通誘導警備員
動力用水光熱費	工事中電気設備及び工事中給排水設備に要する費用並びに工事中電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに 端材等の処分及び除雪 に要する費用
機械器具費	共通的な工事中機械器具(測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具)に要する費用
情報システム費	情報共有 、 遠隔臨場 、 BIM 、 その他情報通信技術等のシステム・アプリケーション に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用※2、その他上記のいずれの項目にも属さない費用※3

 共通仮設費率に含まれない内容

※1 現場従業員等の墜落制止用器具費、「台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用」のうち屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用は率に含む。

※2 公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち、軽微な試験費は率に含む。

※3 軽微なものは率に含む。

《共通費に関する主な改定内容について(現場管理費)》

現場管理費の内容 (改定後)

※赤字改定部分

現場管理費 = 【純工事費 × 現場管理費率】 + 【積み上げ額(現場管理費率に含まれない特記事項)】

項目	内容	【積み上げ(特記事項)(例)】 特殊施設における工事記録等の作成費用
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賞金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料	
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用従業員(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員)並びに現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)、賞与及び外注人件費(「施工図等作成費」を除く。)に要する費用	
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 	
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く	
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	

《共通費に関する主な改定内容について(算定式)》

共通仮設費率（建築新営）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$

算定式

$$K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$$
 ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う
 T ：工期（か月）

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

上限・下限の廃止



共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small> K_r ：共通仮設費率（%） <small>(注4)</small> P ：直接工事費（千円） T ：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ （千円） $\leq P \leq 5,000,000$ （千円） (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

算定式の見直し
(分析手法の変更を含む)

小規模、大規模の場合は別途共通費を定めることが可能※

※ 公共建築工事積算基準等資料では、範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する旨、明記

共通仮設費率（改修建築工事）

別表-2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$			
ただし、 K_r ：共通仮設費率（%）			
P ：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う			
T ：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. K_r の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

改定後



別表-2 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r =$ $\frac{\text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)}{\text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)}$ (注2・3)
	K_r ：共通仮設費率（%）(注4) P ：直接工事費（千円） T ：工期（か月）
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である	
注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。eはネイピア数（自然対数の底）を表す。	
注3. P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ （千円） $\leq P \leq 1,000,000$ （千円）	
注4. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（新営建築工事）

別表-8 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$			
ただし、 J_o ：現場管理費率（%）			
N_p ：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う			
T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

改定後



別表-8 現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o =$ $\frac{\text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)}{\text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)}$ (注2・3)
	J_o ：現場管理費率（%）(注4) N_p ：純工事費（千円） T ：工期（か月）
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である	
注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。eはネイピア数（自然対数の底）を表す。	
注3. N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ （千円） $\leq N_p \leq 5,000,000$ （千円）	
注4. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（改修建築工事）

別表-9 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
算定式 $J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$			
ただし、 J_o ：現場管理費率（%）			
N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う			
T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. J_o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする			

改定後



別表-9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o =$ $\frac{\text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)}{\text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T)}$ (注2・3)
	J_o ：現場管理費率（%）(注4) N_p ：純工事費（千円） T ：工期（か月）
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である	
注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^()$ を表す。eはネイピア数（自然対数の底）を表す。	
注3. N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ （千円） $\leq N_p \leq 1,000,000$ （千円）	
注4. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

《共通費に関する主な改定内容について(監理事務所の補正率)》

- ✓ 建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率に以下の補正値を乗じる
(旧基準・・・共通仮設費率に0.9を乗じる)

監理事務所の補正率

共通仮設費の監理事務所を設けない場合の補正率 (建築新営・改修)

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正率	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）

注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。

《共通費に関する主な改定内容について(その他補正率関連)》

- ✓ 鉄骨工事における共通仮設費率の補正率は1.0を乗じる

(旧基準・・・共通仮設費率に0.9を乗じる)

- ✓ とりこわし工事を一般工事に含めて発注する場合、とりこわし工事の共通仮設費率及び現場管理費率は、新営建築工事の率を準用する

(旧基準・・・共通仮設費率：1%、現場管理費率：2%)

- ✓ 従前のその他工事に該当する工事（とりこわし工事除く）を一般工事に含めて発注する場合、一般工事の共通仮設費率及び現場管理費率が適用される

(旧基準・・・共通仮設費率：1%、現場管理費率：2%)

- ✓ 労務費の比率が著しく少ない工事における補正率の廃止

(旧基準・・・共通仮設費率に0.9を乗じる。現場管理費率に0.8を乗じる)

- ✓ 「その他の率」は中間値+1%を標準とする（墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%加算）

(旧基準・・・墜落制止用器具の費用は、積み上げにより計上)

《新共通費算定例（国交省HPより）》

算定例【イ】：新営建築工事

※算定条件及び留意事項

- * 工事種別：新営建築工事 直接工事費：165,520,850円 工期:10.3か月
- * 共通仮設費の積み上げ分(躯体・仕上工事用揚重機)：1,292,000円
- * 各率算定式に代入する直接工事費 P、純工事費 Np 及び工事原価 Cp は千円単位です。
- * 共通仮設費率 Kr、現場管理費率 Jo 及び一般管理費等率 Gp は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとします。

◇ 直接工事費	165,520,850 円
◇ 共通仮設費	8,111,459 円
共通仮設費率 Kr	直接工事費 P 165,520,850 × 共通仮設費率 Kr 4.12 % = 6,819,459 円
による算定	* Kr=4.12% (下欄より)
(算定式の率)	* (Kr) = Exp(3.346 - 0.282 × LogeP + 0.625 × logeT) = Exp(3.346 - 0.282 × Loge(165,520.850) + 0.625 × Loge(10.3)) = 4.12% ※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、EXP関数、LN関数を用いることで、計算が可能 計算方法の詳細は国土交通省官庁営繕ホームページ掲載資料を参照 HPリンク先: https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001599462.pdf
積上げによる算定(積み上げ分)	躯体・仕上工事用揚重機 一式 1,292,000 円
◇ 現場管理費	20,002,441 円
現場管理費率 Jo	純工事費 Np 173,632,309 × 現場管理費率 Jo 11.52 % = 20,002,441 円
による算定	* Jo=11.52% (下欄より)
(算定式の率)	* (Jo) = Exp(5.899 - 0.447 × loge Np + 0.831 × loge T) = Exp(5.899 - 0.447 × Loge(173,632.309) + 0.831 × Loge(10.3)) = 11.52% ※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、EXP関数、LN関数を用いることで、計算が可能 計算方法の詳細は国土交通省官庁営繕ホームページ掲載資料を参照 HPリンク先: https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001599462.pdf
積上げによる算定(積み上げ分)	-
◇ 一般管理費等	23,623,439 円
一般管理費等率 Gp	工事原価 Cp 193,634,750 × 一般管理費等率 Gp 12.20 % = 23,623,439 円
による算定	* (Gp) = 28.978 - 3.173 × log ₁₀ (Cp) = 28.978 - 3.173 × log ₁₀ (193,634.750) = 12.20%
計(工事価格)	217,258,189 円

(監理事務所を設けない場合の補正を考慮した場合)

◇ 直接工事費	165,520,850 円
*直接工事費が1000万円以上50億円以下のため、「0.738+0.0162×LogeP」の算定式により補正値を算定	
(算定式の値)	0.738 + 0.0162 × LogeP = 0.738 + 0.0162 × Loge(165,520.850) = 0.933
◇ 共通仮設費	7,654,555 円
共通仮設費率 Kr	直接工事費 P 165,520,850 × 4.12% × 0.933 = 6,362,555 円
による算定	* Kr=4.12% (算定例【イ】より)
積上げによる算定(積み上げ分)	躯体・仕上工事用揚重機 一式 1,292,000 円
◇ 現場管理費	19,967,124 円
現場管理費率 Jo	純工事費 Np 173,175,405 × 現場管理費率 Jo 11.53 % = 19,967,124 円
による算定	* Jo=11.53% (下欄より)
(算定式の率)	* (Jo) = Exp(5.899 - 0.447 × loge Np + 0.831 × loge T) = Exp(5.899 - 0.447 × Loge(173,175.405) + 0.831 × Loge(10.3)) = 11.53% ※表計算ソフト(Excel)を利用する場合は、EXP関数、LN関数を用いることで、計算が可能 計算方法の詳細は国土交通省官庁営繕ホームページ掲載資料を参照 HPリンク先: https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001599462.pdf
積上げによる算定(積み上げ分)	-
◇ 一般管理費等	23,582,702 円
一般管理費等率 Gp	工事原価 Cp 193,142,529 × 一般管理費等率 Gp 12.21 % = 23,582,702 円
による算定	* (Gp) = 28.978 - 3.173 × log ₁₀ (Cp) = 28.978 - 3.173 × log ₁₀ (193,142.529) = 12.21%
計(工事価格)	216,725,231 円

(参考：国交省HP) 公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kyoutuuhi_santeihouhou.html

《改定予定日》

令和6年4月1日（原則は適用日以降に公告を行う工事に適用する。）
なお、適用日以前に公告を行う工事に早期適用させる場合は、設計書に、
“神戸市公共建築工事共通費積算基準(令和6年4月1日改定)早期適用”と明示する。

《事前周知方法》

神戸市建築住宅局、行財政局契約監理課のホームページに情報掲載

《参考》国交省ホームページ

- ・ 公共建築工事共通費積算基準：

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- ・ 公共建築工事積算基準等資料：

https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryoushiseki_unnyou.htm

《本件の問い合わせ先》

神戸市建築住宅局技術管理課

TEL:078-595-6581